

## 「資本性借入金」の積極的活用について（概要）

震災の影響で資本が毀損している企業  
 急激な円高の進行等により財務内容が悪化している企業  
**資本充実策の一環として、「資本性借入金」の積極的な活用を促進**

### 【金融検査マニュアルの運用明確化】

○「資本性借入金」を「資本」とみなすことができる条件を明確化

#### 【現行】 特定の貸付制度を例示

〔例示された貸付制度〕

- ▶ 償還条件：15年
- ▶ 金利設定：業績悪化時の最高金利  
0.4%
- ▶ 劣後性：無担保  
(法的破綻時の劣後性)



#### 【明確化後】 条件を直接明記

- ▶ 償還条件：5年超
- ▶ 金利設定：「事務コスト相当の金利」  
の設定も可能
- ▶ 劣後性：必ずしも「担保の解除」は  
要しない（但し、一定の条  
件を満たす必要）

### 【効果】

○震災の影響等で資本が毀損している企業について、  
 既存の借入金を「資本性借入金」に変更することによって、  
**バランスシートが改善 新規融資が受けやすくなるなどの効果**

○関係省庁等が本スキームを前提とした制度を構築予定

- ・ 政府系金融機関による劣後ローン
- ・ 産業復興機構等による被災企業の旧債務の買い取り

○民間の様々な主体においても、本スキームの積極的活用を期待

- ・ 金融機関による復興ファンドの組成
- ・ 被災地企業を支援する小口出資ファンド

### 【周知等】

#### 金融機関向け

- 金融関係団体を通じて、  
積極的な活用を要請
- 被災地にて、説明会を開催

#### 中小企業等向け

- 中小企業関係団体を通じて、  
広報を実施
- 全国の財務局においても、  
説明会を開催